

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 地域福祉計画とは

地域福祉とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていく取組です。

この地域福祉の推進においては、地域の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者などが連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進する必要がある、そのための行政計画が「地域福祉計画」です。

また、平成29年（2017年）6月に社会福祉法の一部が改正され、これまで任意とされてきた市町村及び都道府県における地域福祉計画の策定が努力義務とされ、地域における高齢者の福祉、障害（がい）者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられました。

さらに、令和2年（2020年）6月の同法改正においては、市町村が地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（いわゆる包括的な支援体制）の整備に関する事項について定める、努力義務が設けられました。

（参考）社会福祉法

※下線部は、令和2年6月改正の改正・新設部分

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 24 年（2012 年）3 月に「宝塚市地域福祉計画（第 2 期）」（以下、「第 2 期計画」という。）を策定し、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念に、地域住民の交流促進や福祉人材の育成、支援体制の充実、福祉の拠点づくりなど、様々な施策を展開してきました。

わが国は、少子高齢化が年々進むとともに、平成 20 年（2008 年）をピークとし、人口減少社会に突入したことから、誰もが活躍できる一億総活躍社会づくりが進められています。福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が重要であるとされています。

平成 28 年（2016 年）7 月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、平成 28 年（2016 年）10 月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

平成 29 年（2017 年）6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険などの一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました（平成 30 年（2018 年）4 月施行）。

法改正により、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の理念と、これを実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、地域福祉計画は、高齢者や障碍（がい）者など、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられました。

地域福祉に対する新たな考えや取組が展開される中、少子高齢化の進展をはじめ、ライフスタイル¹の変化や個人の価値観の多様化、家族や地域の支え合い機能の低下など、従来から言われてきた福祉的な課題に加え、近年では、生活困窮、社会的孤立、子どもの貧困など、新たな課題も浮上しています。地域には様々な不安や悩みを抱える人が多く存在し、解決に向けた取組を進める必要があります。

このように第 2 期計画策定以降、社会情勢は大きく変化していることから、本市が抱える問題・課題などを適切に把握し、その改善に向けた取組を計画的に進めるため、平成 30 年度（2018 年度）、「宝塚市地域福祉計画（第 2 期 改訂版）」を策定しました。

第 2 期改訂から 2 年を経る中で、国においては地域共生社会の実現に向けたさらなる制度改正の検討が進められています。改正社会福祉法においては、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）として、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を定めています（4 条）。同法では、地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備にあたって、保健医療、労働、教育など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性についても定めています（6 条）。

このような社会情勢の中、本市においても第 6 次宝塚市総合計画の策定や宝塚市協働のまちづくり推進条例の制定など状況の変化に伴い、地域福祉計画についても時点修正を加える必要があるものとし、このたび、新たに「宝塚市地域福祉計画（第 3 期）」を策定しました。

¹ ライフスタイルとは、生活様式、生活の営み方、その人の人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方をいう。

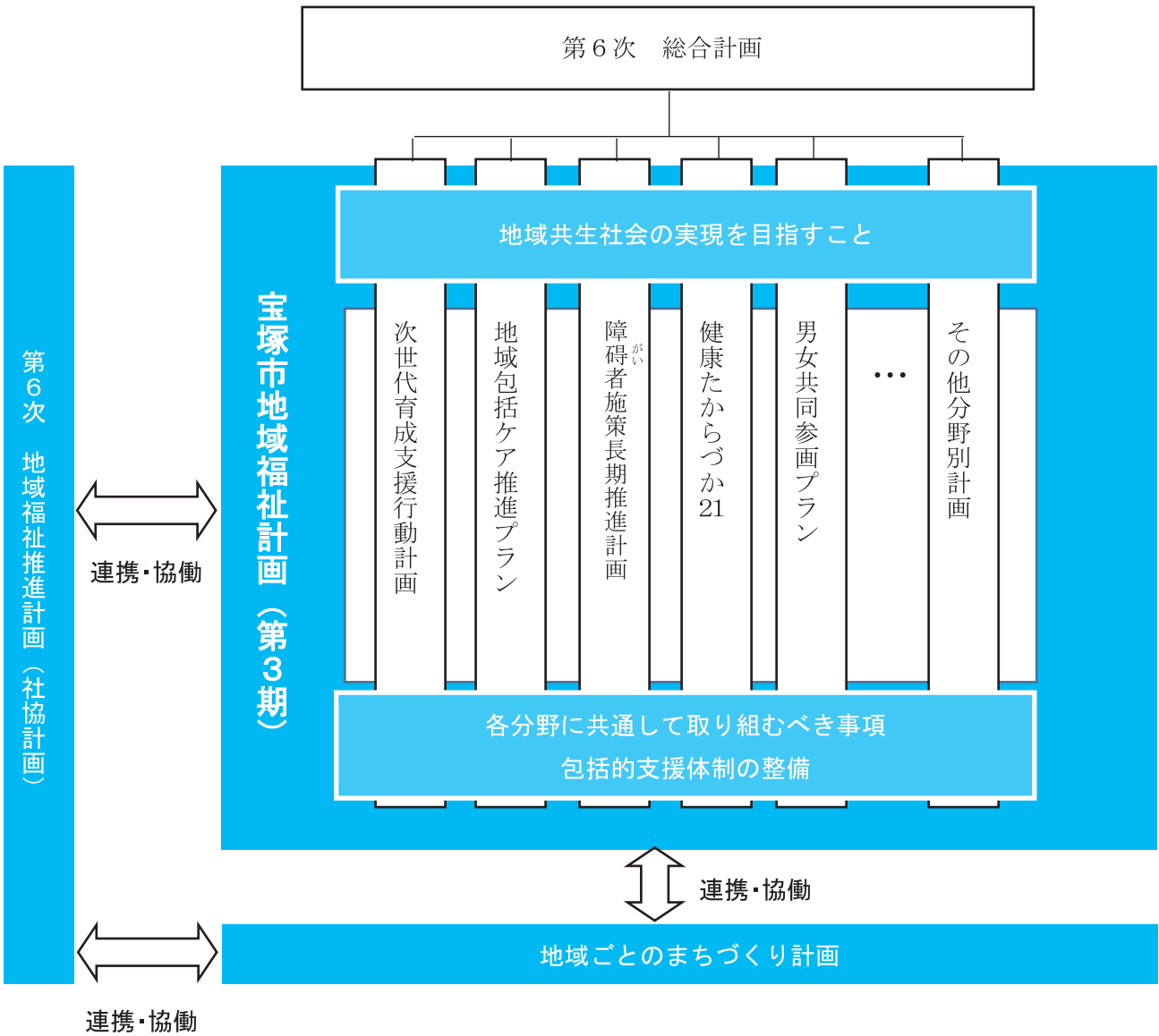
宝塚市地域福祉計画（第3期）は、大幅な見直しを行った第2期改訂版の策定内容を継承しつつ、時点修正し、中長期を見据えた地域福祉の推進を図るものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は「第6次宝塚市総合計画」を上位計画とし、子育て支援や高齢者福祉、障碍（がい）者福祉など、福祉の各分野別計画の上位計画と位置づけ、調和・整合を図るものとします。

併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の「地域ごとのまちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働により取組を進めます。



また、本計画における支援の対象者は幅が広いことから、地域福祉の推進に関連する各種法律の目的や趣旨、内容なども加味し、計画を策定しています。

(参考) 地域福祉計画に関連する法律 (一部)

介護保険法、子ども・子育て関連 3 法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、災害対策基本法、障害者基本法、障害者差別解消法、消費者安全法、生活困窮者自立支援法など

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度 (2021 年度) から令和 7 年度 (2025 年度) までの 5 年間とします。ただし、社会情勢や制度の見直し、上位計画の改訂・改定など、状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総合計画 ※地域ごとのまちづくり計画を含む											
	第5次 前期	第 5 次 後期基本計画					第 6 次 基本計画 (~2030 年度)				
地域福祉計画											
	第 2 期				第 2 期 改訂版		本計画				
地域福祉推進計画 (社会福祉協議会)											
	第 5 次		第 6 次					第 7 次(予定)			

「^{がい}碍」の表記について

平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日から、市で取り扱う公文書においては「障害」を「^{がい}障碍」と表記することとしており、法令や制度、個別の名称などを除いては、「^{がい}障碍」と表記しています。

「^{がい}碍」には「さまたげ」や「バリア」の意義があり、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な観念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。

本市は、^{がい}障碍のある人の地域社会への参加の促進に取り組む中で、この社会的障壁を取り除き、^{がい}障碍の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現を図ります。

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

市民及び地域の福祉活動者に対して福祉・まちづくりへの意識などを把握するため、平成 30 年（2018 年）7 月に市民、地域の福祉活動者を対象にアンケート調査を実施しました。

1) 市民調査

調査対象	宝塚市在住の 18 歳以上の市民 2,500 人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 30 年（2018 年）7 月 19 日～8 月 3 日
配布・回収状況	配布数：2,500 件、有効回収数 963 件、有効回収率：38.5%
調査項目	1. 自身と家族のことについて 2. 居住地域や近所づきあいなどについて 3. 地域での活動などについて 4. 地域福祉に関連する実態と意識について 5. 日常生活での不安・悩み、情報の入手などについて 6. 地域福祉に関する制度・機関など、今後の地域福祉の推進について

2) 福祉活動者調査

調査対象		民生委員・児童委員、自治会長、ボランティア ² 活動の活動者 688 人
調査方法		郵送や会議での配布、郵送による回収
調査期間		平成 30 年（2018 年）7 月 10 日～8 月 3 日
回収状況・配布	民生委員・児童委員	配布数：274 件、有効回収数 128 件、有効回収率：45.3%
	自治会長	配布数：281 件、有効回収数 146 件、有効回収率：52.0%
	ボランティア	配布数：133 件、有効回収数 74 件、有効回収率：55.6%
調査項目		1．自身のことについて 2．地域福祉活動の状況や活動に対する意識について 3．地域の状況・活動における課題などについて 4．これからの地域福祉活動について

² ボランティアとは、一般に「自発的な意思に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性：自由な意思で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

（２）ワーキング会議の開催

地域福祉活動の実践者や当事者、関係機関・団体などで構成されるワーキング会議を平成 30 年（2018 年）において全 3 回実施しました。以下のテーマに関する地域・当事者の現状・課題、課題の解決策などについてグループ討議を行いました。

参加者	住民組織（民生委員・児童委員連合会、自治会、まちづくり協議会など）、障害（がい）者当事者団体、PTA、NPO 法人、中間支援組織、店舗（拠点提供）、相談機関、地域包括支援センター、児童館、社会福祉協議会、行政（関係課担当者）
学識経験者	藤井博志氏 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授、宝塚市社会福祉審議会会長 南友二郎氏 桃山学院大学社会学部社会福祉学科講師、宝塚市社会福祉審議会委員

第 1 回	日時	平成 30 年（2018 年）6 月 25 日（月）
	参加者数	28 人
	テーマ	「地域で生きづらさを感じている人」を支える ①今まで取り組んできたこと・生きづらさを感じている人や地域の現状 ②今後の課題と感じていること・今後取り組むべきこと
第 2 回	日時	平成 30 年（2018 年）7 月 3 日（火）
	参加者数	25 人
	テーマ	共生社会と「拠点」のあり方 ①理想となる拠点 ②拠点の現状・課題 ③特徴的な課題の解決策（特徴的な課題 3 つに対して）
第 3 回	日時	平成 30 年（2018 年）7 月 30 日（月）
	参加者数	27 人
	テーマ	学校－地域間連携のあり方 ①子どもが抱えている課題 ②出てきた課題の中から、乗り越えなければならない課題と、それを現実的に前に進めるには何ができるか、何をしなければならないのか

（３）専門職ヒアリング調査

地域福祉に関する専門職を対象に、分野横断的な支援に関する課題や今後必要となる方向性などを議論するため、ヒアリング調査を実施しました。

参加者	健康福祉事務所、地域包括支援センター、相談支援事業所、高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センター、せいかつ応援センター、社会福祉協議会地区担当支援課
日時	平成 30 年（2018 年）8 月 30 日（木）
参加者数	6 人
テーマ	・分野内、組織内の課題解決プロセスの現状・課題について ・分野横断的な事案への関わり方の現状・課題について ・分野横断的な事案などへの対応に関する今後の方向性について

（４）宝塚市地域福祉推進検討会の開催

市関係課で構成する宝塚市地域福祉推進検討会及びその部会を実施し、計画案の時点修正の検討を行いました。主に包括的支援体制、災害時要援護者支援、新感染症などを軸に議論を行いました。

部会 第 1 回	参加者	庁内各課
	日時	令和 2 年（2020 年）5 月 25 日（月）、6 月 3 日（水）
	テーマ	・相談支援の包括化に向けた国の方針 ・各相談窓口での課題について

部会 第 2 回	参加者	庁内各課
	日時	令和 2 年（2020 年）6 月 29 日（月）14：00～16：00
	テーマ	・災害時要援護者支援の現状と今後の方向性 ・新型コロナウイルス感染症への対応

全体会 第 1 回	参加者	庁内各課
	日時	令和 2 年（2020 年）7 月 29 日（水）10：30～12：00
	テーマ	・計画原案の検討（位置づけ、基本理念、基本的な視点など） ・計画原案の検討（追加事項）

全体会 第2回	参加者	庁内各課、社会福祉協議会
	日時	令和2年（2020年）11月16日（月）14：00～16：00
	テーマ	・計画原案の検討（全体）

（５）宝塚市社会福祉審議会及び小委員会の開催

宝塚市社会福祉審議会は、高齢者福祉、障碍（がい）者福祉などの社会福祉に関する事項を審議するために設置された市の附属機関であり、知識経験者や関係団体の代表、公募の市民などで構成されます。

平成30年度（2018年度）の地域福祉計画（第2期）の改訂にあたり、本計画に関し専門的・集中的に検討するため、当該審議会の中に、審議会の委員、地域福祉の関係者、ボランティアの代表などで構成する小委員会を設置しました。これらの審議会・小委員会で、庁内検討会で作成した原案について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

このたびの地域福祉計画（第3期）の策定にあたっては、審議会を4回開催し、計画案の検討を行いました。

各会議の開催履歴は本計画資料編に掲載しています。

（６）パブリックコメント³の実施

本計画の策定にあたっては、令和3年（2021年）3月1日（月）～3月31日（水）に市ホームページなどで本計画の案を公表し、広く市民の意見を募りました。

³ パブリックコメントとは、市政の基本的な事項を定める計画や条例などを制定する前に、市民に計画案や条例案を示し、意見などを募集する制度をいう。